

(略)

東京都監査委員	山	田	ひろし
同	中	山	信 行
同	茂	垣	之 雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和 4 年 8 月 1 9 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、A 区に所在するマンション（以下「本件マンション」という。）の耐震改修計画に欠陥があり、当該改修に関する本件マンションの管理組合の総会決議にも瑕疵があることなどから、当該改修に対する都の支出金は違法・不当に支出されたものであるとして、その返還を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求書の記載には、本件マンションの「改良工事」や「大規模な工事改造」について「東京都の公金の大部分から計 1 億 8 6 5 4 万円も支出させた」と主張する。そこで、請求人が本件請求書に添付した資料によるところ、当該金額については、本件マンションの管理組合の臨時総会議事録（令和 3 年 7 月 3 1 日開催）に記載の耐震改修工事に係る施工費、予備費及び監理費の合計金額であると解され、同議事録には「区の助成対象となる工事である」との記載があること、同区への自己情報開示等請求書（令和 4 年 4 月 2 6 日）の「請求の内容」欄には本件マンションの「耐震改修工事助成金申請に伴う一切の書面」「区特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成要綱」との記載があ

ること、及び同請求書の「趣旨及び理由」欄には「マンション管理組合主導で耐震工事が進められているが区分所有者に重大な影響のある可能性が認められる。区分所有者として確認し適切な補強工事を実施し安全を担保するため。助成金が要綱に基づくものであることの確認をするため」との記載があることなど、請求人が提出した資料等を総合すると、請求人は、特定緊急輸送道路の沿道建築物である本件マンションの耐震改修に係る助成金の支出が違法・不当であると主張しているものと解される。

特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震改修等に要する費用について、都は、東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業制度要綱（以下「本件制度要綱」という。）を定め、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業に係る費用の補助を行う区市町村（補助事業者）に対し、本件制度要綱及び東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業補助金交付要綱（以下「本件交付要綱」という。）に基づき、その費用の一部を補助することとしている。同区では、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進助成要綱（以下「本件助成要綱」という。）を定め、本件助成要綱に定める沿道建築物の所有者（分譲マンションの場合は管理組合又は区分所有者の代表者）が当該沿道建築物の耐震改修等を行う場合に、耐震改修等に要する費用の全部又は一部を助成することとしている。そして、耐震改修等の助成を受けようとする者は、その事業計画について区長の承認を受け、区長は、当該承認を受けた者から助成交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の対象となることを確認したときは、助成金の交付を決定し、当該交付決定を受けた事業が完了した報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、その後、交付決定を受けた者からの助成金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金を交付することとしている。また、都における本件交付要綱によれば、都知事は、区市町村が特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業に係る耐震改修等に要する費用の補助をする場合には、当該補助に要する費用の一部を補助することができるとし、補助金の交付を受けようとする区市町村（補助事業者）は、都知事に対し補助金の交付申請をし、その交付決定を受けた事業を完了したとき、補助事業者は都知事に対しその実績を報告し、都知事が補助金の額を確定し、補助事業者からの請求に基づき補助金を交付することとしている。

ところで、請求人は、耐震促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）や区分所有法（建物の区分所有等に関する法律）の規定を挙げて、本件マンションの管理組合の臨時総会決議に瑕疵があることや、本件マンションの耐震診断等判定が妥当でなく耐震改修計画に欠陥があることなどから、本件マンションの耐震改修に係る助成金が違法・不当に支出されたものであると主張していると解される。

しかし、上記のとおり本件交付要綱によれば、都における特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に要する費用の支出は、補助事業者である同区から申請を受けた都知事が同区に対して事業に必要な補助を行うものであって、本件マンション所有者（管理組合等）に対して行うことを目的としたものではない。請求人が計1億8,654万円として摘示する本件マンション所有者等に対する本件マンションの耐震改修に係る助成金の支出事務は、補助事業者である同区が定める本件助成要綱、財務会計規程、その他関連法令等に基づき適正かつ適切に行うべきものであるから、同区の財務会計上の行為の対象となるものであり、請求人の主張する公金の支出は都の財務会計行為には当たらない。

また、請求人は、本件マンションについて「建築法上1万平米を超えていたものなので」「その責任は東京都にあった」と主張する。当該主張の根拠は必ずしも明らかではないが、本件請求書に添付された資料には、都に対して、本件マンションの「所管行政庁としての行政指導をお願い致します」との記載が認められることから、請求人は、都が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める所管行政庁に当たり、同法に定められた建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるとき、当該建築物の所有者に対し耐震改修について必要な指導、助言、指示をすることができるものとされるところ、本件マンションについて、これをしないことを「その責任は都にあった」と主張しているものと解されるが、このことから、請求人の主張する公金の支出が都の財務会計行為には当たらないとの結論は左右されるものではない。また、仮に、請求人の当該主張を、都が、建築基準法に定める特定行政庁に当たり、建築基準法令に違反した建築物の是正のために必要な措置をとることを命ずる等の権限を有する者であるのに、これをしないことを指摘していると解したとしても、本件助成要綱に基づき、同区が本件マンションを助成対象とするに当たり、その要件となる建築基準法及び関係法令に重大な不適合が無いこと、重大な不適合部分の是正について確認するのは同区であることから、そのことによって請求人の主張する公金の支出が都の財務会計行為には当たらないとの結論は変わらない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。